

○流山市民活動団体公益事業補助金交付要綱

平成17年11月1日告示第190号

改正

平成18年9月27日告示第143号

平成19年9月7日告示第167号

平成29年12月15日告示第117号

令和3年12月20日告示第132号

令和5年12月6日告示第122号

令和7年10月1日告示第103号

流山市民活動団体公益事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市の目指す協働まちづくりを担う市民活動団体が行う自発型の市民公益事業に要する費用の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付は、公募の方法により行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者並びに市内で働く者及び就学する者をいう。
- (2) 市民公益事業 市民等の福祉の向上及び利益につながり、又は市民等の先駆性や創造性などの創意工夫が活かされ、公益上の必要性が認められる別表に定める分野の事業であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 市民等に対し市内で実施される事業であること。
 - イ 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業であること。
- (3) 市民活動団体 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は別表に定める分野の事業を行う営利を目的としない、公益の増進に寄与する団体であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 5人以上で構成されているもの

イ 市内に主たる事務所を有する団体であって、主として市内において市民公益事業を行うもの

ウ 市民公益事業を継続して遂行できる団体であると認められるもの

エ 適切な会計処理がなされているもの又はなされると認められるもの

オ 特定の宗教の宣伝及び布教を目的としないもの

カ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないもの

キ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないもの

ク その活動が公序良俗に反しないと認められるもの

（補助対象者）

第4条 補助の対象者は、公募により実施しようとする市民公益事業について市長の認定を受けた市民活動団体とする。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たす市民公益事業とする。

（1） ひなどり補助金 次のとおりとする。

ア 補助金の交付を受ける年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）に属する4月1日現在において、設立5年未満の団体が行う事業であること。

イ 市民活動団体が行う公益性の高い市民公益事業であること。

ウ 市の財源による他の補助金等の給付を受けていない事業であること。

エ ひなどり補助金の交付を過去に3回以上受けた事業でないこと。

オ 次号のおおたか補助金の交付を受けたことがある事業でないこと。

（2） おおたか補助金 次のとおりとする。

ア 市民活動団体が行う特に公益性の高い市民公益事業であること。

イ 補助金の申請額が10万円以上であること。ただし、当該申請額が10万円未満の事業であっても、市長が市民等の福祉の向上及び利益に十分に資する事業である

と認めるときは、補助の対象とすることができる。

ウ 市の財源による他の補助金等の給付を受けていない事業であること。

エ おおたか補助金の交付を過去に3回以上受けた事業でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象経費は、補助の対象となる事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 消耗品費、食糧費（講師の昼食代等）、印刷製本費等の需用費
- (5) 通信運搬費、損害保険料等の役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 市民公益事業の実施に当たり必要不可欠な備品購入費（その購入価格が流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）第267条第1項第1号の額以上である物品とし、10万円を限度とする。）
- (9) その他市民公益事業に要する経費で市長が必要と認めるもの

(補助金の交付額等)

第7条 補助金の交付額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) ひなどり補助金 前条各号に掲げる経費の合算額に100分の90を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。
- (2) おおたか補助金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とし、それぞれ100万円を限度とする。
 - ア 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことのない市民公益事業ではじめて補助金の交付を受けるとき 前条各号に掲げる経費の合算額に100分の70を乗じて得た額
 - イ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことのある市民公益事業で2回目の補助金の交付を受けるとき 前条各号に掲げる経費の合算額に100分の60を乗じて得た額
 - ウ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことのある市民公益事業で3回目の補助金の交付を受けるとき 前条各号に掲げる経費の合算額に100分の50を乗

じて得た額

- 2 おおたか補助金に係る補助事業の実施に伴い収入が生じたときは、前項の規定にかかわらず、前項第2号の規定により算出した額又は当該補助事業の実施に要した経費の総額から当該補助事業の実施に伴い現に生じた収入を差し引いた額のいずれか低い方の額を補助金の交付額とする。
- 3 前項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金は、市民公益事業に対し年1回交付するものとする。

(認定申請)

第8条 第4条の規定により公募による市長の認定を受けようとする市民活動団体（以下「公募団体」という。）は、市民公益事業を実施する年度の前年度の申請期間中に、流山市民活動団体公益事業認定申請書（別記第1号様式。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、団体設立から間もないため提出が困難であることなど特段の事由があつて市長が特に認めた場合は、第3号又は第6号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 事業計画書
 - (2) 申請事業収支予算を確認することができる資料
 - (3) 団体の概要及び活動実績を確認することができる資料
 - (4) 団体の規約
 - (5) 団体構成員の氏名、住所及び役職名が記載された書類
 - (6) 前年度の団体の活動内容及び収支決算内容を確認することができる資料
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定によるひなどり補助金の申請は、同一年度内に1つの団体につき1つの市民公益事業のみすることができる。
 - 3 市長は第1項に規定する認定申請書を受け、認定しようとするときは、速やかに流山市協働まちづくり提案調整会議（以下「提案調整会議」という。）の意見を聴くものとする。
 - 4 提案調整会議は、前項の規定により市長から意見を求められたときは、速やかに次の各号に掲げる方法により市民公益事業の内容を審査し、その結果を市長に報告しなければならない。

- (1) ひなどり補助金 提出された認定申請書に基づく書類審査
 - (2) おおたか補助金 提出された認定申請書に基づく書類審査及び公開プレゼンテーションによる審査
- (担当課の指定)

第9条 市長は、おおたか補助金の公募に関して前条の認定申請書を受けたときは、関係する所管を指定し、必要に応じて当該事業について公募団体と協議するものとする。

(認定の可否決定)

第10条 市長は、市民公益事業としての認定の可否を決定し、速やかに流山市民活動団体公益事業認定可否決定通知書（別記第2号様式）により公募団体に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 前条の規定により市民公益事業としての認定を可とする決定通知書を受け、規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする公募団体（以下「補助団体」という。）の代表者は、流山市民活動団体公益事業補助金交付申請書（別記第3号様式）に、市長が必要とする書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第12条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規約その他団体の運営に関する重要な事項について変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 事業の内容又は事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 団体を解散する場合は、あらかじめ市長に届け出ること。
- (5) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第13条 規則第6条の規定による通知は、流山市民活動団体公益事業補助金交付（申請却下）決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(変更承認等の申請)

第14条 第12条第1号から第3号までに規定する承認を受けようとする補助団体の代表者は、流山市民活動団体公益事業変更等承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出

しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、流山市民活動団体公益事業変更等承認（申請却下）通知書（別記第6号様式）により、当該申請に係る者に通知するものとする。

（中間報告）

- 第15条 おおたか補助金の交付決定を受けた団体は、事業実施期間中に市長の求めがあったときは、当該事業の開始の日から市長が指定する日までの期間における補助金の対象となる事業の実施状況を記した報告書を市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

- 第16条 規則第12条の規定による報告は、流山市民活動団体公益事業補助金実績報告書（別記第7号様式）により行わなければならない。

（確定の通知）

- 第17条 規則第14条の規定による通知は、流山市民活動団体公益事業補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（交付の請求）

- 第18条 規則第15条の規定による提出は、流山市民活動団体公益事業補助金交付請求書（別記第9号様式）により行わなければならない。

（交付の特例）

- 第19条 規則第16条第2項の規定による提出は、流山市民活動団体公益事業補助金概算交付請求書（別記第10号様式）により行わなければならない。

（事業報告）

- 第20条 市長は、補助団体に提案調整会議へ各補助事業の事業報告をさせるものとする。

- 2 前項に定める提案調整会議への事業報告方法については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ひなどり補助金 提出された実績報告書による書面報告

- (2) おおたか補助金 提出された実績報告書による書面報告及び市が主催する事業報告会における当該補助金の成果についての発表

- 3 提案調整会議は、当該補助事業の成果について評価するものとする。

- 4 市長は、当該補助事業の成果を提案調整会議の評価と合わせて、適切な方法で公表するものとする。

(事務所管)

第21条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進担当課において処理する。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成18年9月27日告示第143号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年9月7日告示第167号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の流山市民活動団体公益事業補助金交付要綱の規定は、平成20年度以降に実施する市民公益事業について適用する。

附 則 (平成29年12月15日告示第117号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の流山市民活動団体公益事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後の市民公益事業について適用する。

附 則 (令和3年12月20日告示第132号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第8条に規定する認定申請及びこれに関し必要な手続は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この告示による改正後の流山市民活動団体公益事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市民活動団体が行う市民公益事業について適用し、同日前に市民活動団体が行う市民公益事業については、なお従前の例による。

4 この告示の施行の日以後における改正後の第5条第1号オ及び同条第2号ウに規定する補助の対象となる事業の要件については、改正前の流山市民活動団体公益事業補助金

交付要綱の規定による補助金の交付を同条のおおたか補助金の交付とみなして同条の規定を適用する。

附 則（令和５年１２月６日告示第１２２号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この告示による改正後の流山市民活動団体公益事業補助金交付要綱の規定に基づく認定申請及びこれに関し必要な手続は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和７年１０月１日告示第１０３号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公示の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の流山市民活動団体公益事業補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施する市民公益事業について適用し、施行日の前日までに実施された市民公益事業については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後要綱の規定に基づく認定申請及びこれに関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

別表（第３条関係）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- 2 社会教育の推進を図る事業
- 3 まちづくりの推進を図る事業
- 4 観光の振興を図る事業
- 5 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- 6 環境の保全を図る事業
- 7 災害救援活動事業

- 8 地域安全活動事業
- 9 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
 - 10 国際協力又は国際化の推進を図る事業
 - 11 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
 - 12 子どもの健全育成を図る事業
 - 13 情報化社会の発展を図る事業
 - 14 科学技術の振興を図る事業
 - 15 経済活動の活性化を図る事業
 - 16 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
 - 17 消費者の保護を図る事業
 - 18 前各項に掲げる事業を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業
 - 19 前各項に掲げる事業に準ずる事業として特定非営利活動促進法別表第20号の規定に基づき千葉県の条例で定める事業